

ぎふ労働委員会だより

平成 26 年 2 月 第 73 号

第 44 期岐阜県労働委員会会長就任の抱負



岐阜県労働委員会
会長 秋保 賢一

前会長 榎山 錚吾先生は、4 期 8 年に及ぶ長期にわたって岐阜県労働委員会の会長を務められましたが、このたび御勇退され、私が第 44 期岐阜県労働委員会会長に就任することになりました。

榎山前会長の存在感が非常に大きかっただけにその後を襲う身としては、正直言って大任を果たせるか否か甚だ心もとない次第ですが、労使双方各委員の諸先生方の御指導も頂きながら事務局共々丸となって職責を全うする所存です。

さて、労働委員会を取り巻く昨今の状況ですが、組合組織率の低下や非正規雇用の拡大その他の社会経済情勢の変化に伴って、いわゆる典型的な従来型の集団的労使紛争事件は減少傾向にあります。

そうした中で、中労委では「労働委員会活性化のための検討委員会」をもうけて各都道府県に対して取組を求めています。

労働委員会活性化の方向性としては、①労働委員会の認知度を高めること、②委員や事務局職員の資質の維持・向上を図ること、③紛争未然防止のための方策などが挙げられています。

会長就任の抱負というとおおげさですが、私としては、①②もさることながら、何とか③の労使紛争の未然防止ために労働委員会が一定の役割を果たす道はないだろうかと考えているところです。

といいますのは、これまで公益委員として、幾つかの不当労働行為救済申立て事案を見て思ったのは、労働委員会に持ち込まれてきた段階では、既に労使間の対立が決定的なまでに先鋭化、深刻化してしまっている事案が少なからず見受けられ、一度、そうなってしまうと関係修復が困難であり、同じ労使間で、不当労働行為救済申立てが繰り返されるケースがあるからです。

他都道府県では、労使紛争未然防止のためのリーフレットの作成や連合や経営者協会、

学校などへの出前講座を行っているところもあるようですが、当委員会でも同様のことが可能であるのかどうか分かりませんし、現時点でその具体的な方策は全く思いついていない状況ですが、今後ともその方策を模索していきたいと考えております。

第44期 岐阜県労働委員会委員の紹介

第44期岐阜県労働委員会委員が平成25年12月24日に次のとおり新たに任命されました。

なお、任期は平成27年12月23日までの2年間です。

(写真は、古田知事と第44期委員)



第44期 岐阜県労働委員会委員 平成25年12月24日

区分	氏名	役職等	任期数
公益委員	◎秋保 賢一	弁護士	5 期 目
	○平野 博史	弁護士	5 期 目
	浅井 直美	弁護士	2 期 目
	三井 栄	岐阜大学地域科学部准教授	2 期 目
	大野 正博	朝日大学法学部教授	1 期 目
労働者委員	舟口 憲雄	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	2 期 目
	高田 勝之	JAM東海執行委員長	4 期 目
	栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	3 期 目
	筒井 和浩	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	2 期 目
	濱口 豊	UAゼンセン岐阜県支部長	1 期 目
使用者委員	熊田 正秋	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事	5 期 目
	伊藤 勇	岐セン株式会社代表取締役社長	3 期 目
	柳原 幸一	株式会社鶴飼代表取締役	3 期 目
	吉村 美保子	株式会社恵那金属製作所代表取締役社長	2 期 目
	高本 芳朗	株式会社旭エージェンシー代表取締役社長	2 期 目

※◎印は会長、○印は会長代理

活動報告

1 審査事件について

平成25年1月から12月までの間に申立てのあった不当労働事件は2件、前年から引き継いだ事件は5件で、取扱状況は次のとおりです。

H25.12.31 現在

事件 番号	申立者	業種	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日			終結年月日	参与委員
24-1	労働組合	製造業	団体交渉応諾 ポスト・ノーティス	命令 (一部救済)	◎平野、浅井
	H24.4.27			H25.9.17	(労)高田、濱田※1 三尾※1、筒井※1 (使)日比※2、伊藤
24-2	労働組合	製造業	団体交渉応諾 支配介入の禁止 ポスト・ノーティス	係属中	◎靱山※3、三井
	H24.9.12				(労)栗本、高松※3 (使)柳原、吉村
24-3	労働組合	情報通信業	団体交渉応諾	関与和解	◎秋保、浅井
	H24.10.5			H25.3.18	(労)三尾、栗本 (使)熊田、日比
24-4	労働組合	製造業	団体交渉応諾 ポスト・ノーティス	係属中	◎靱山※3、三井
	H24.11.5				(労)栗本、高松※3 (使)柳原、吉村
24-5	労働組合	製造業	不利益取扱いの禁止 ポスト・ノーティス	取下げ	—
	H24.12.25			H25.1.21	—

事件 番号	申立者	業種	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日			終結年月日	参与委員
25-1	労働組合	製造業	不利益取扱いの禁止 不誠実団交の禁止 ポスト・ノーティス	係属中	◎靱山※3、三井
	H25.1.21				(労)栗本、高松※3 (使)柳原、吉村
25-2	労働組合	教育業	団体交渉応諾 不誠実団交の禁止	関与和解	◎浅井、靱山
	H25.5.30			H25.12.11	(労)高田、筒井 (使)熊田、伊藤

◎印: 審査委員長

※1: H24.12.31 まで濱田委員、H25.1.1 から同年 6.18 まで三尾委員、以降筒井委員

※2: H25.7.20 まで日比委員 ※3: H25.12.23 まで靱山委員及び高松委員

(1) 24-1 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 申立人組合からの平成 24 年 1 月 11 日及び同年 3 月 17 日付けの団体交渉申入れに被申立人が応じなかったことが団体交渉拒否の不当労働行為にあたるとして救済申立がなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成 24 年 4 月 27 日に申立人から救済の申立を受けた当委員会は、委員調査を 4 回、審問を 2 回、和解協議を 2 回実施し、最後陳述書の提出をもって平成 25 年 5 月 27 日に結審した。
- 公益委員会議における合議を経て、平成 25 年 9 月 10 日に一部救済命令を発出し、同月 17 日をもって終結した。

ウ 命令の概要

- 当委員会は、被申立人に対し、申立人らが平成 24 年 1 月 11 日付け及び同 24 年 3 月 17 日付けで申し入れた昼勤者に対する賃金の据置措置及び同 22 年 7 月分以降の賃金(住宅手当)引下措置を議題とする団体交渉に、誠実に応じなければならないことを命じた。

(2) 24-2・4、25-1不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 申立人組合から提出された要求項目に、具体的な回答を行わないことや団体交渉に交渉権限を有する者を参加させない不誠実な対応が団体交渉拒否の不当労働行為にあたり、また、組合員及びその家族に対し、組合から脱退することについて懲慥し、組合の内部運営に介入することは、支配介入の不当労働行為にあたるとして救済申立がなされた。(24-2)
- 申立人組合から求められた夏季一時金の支給金額の根拠及び支給基準について、理由を明らかにすることなく、開示しない態度は、不当労働行為にあたるとして救済申立がなされた。(24-4)
- 被申立人会社が、平成24年の年末一時金支給に際し、申立人組合の役員4名に対し、源泉徴収義務に基づく税務手続きを行わなかったことが不利益取扱いの不当労働行為であるとして、また、年末一時金に関する団体交渉において、今後団体交渉を重ねたとしても同じ回答を繰り返す旨を表明したことが不誠実団交の不当労働行為であるとして救済申立がされた。(25-1)

イ 審査の状況

- 平成24年9月12日(24-2)、同年11月5日(24-4)に申立人から救済申立を受けた当委員会は、24-2事件に係る委員調査を1回実施した後、同年12月3日に両事件を併合して審査することとし、併合後の委員調査を1回、審問を2回実施した。
- さらに、平成25年1月21日に新たに救済申立のあった事件(25-1)を同年3月18日に併合し審査することとし、その後、委員調査を1回、審問を5回、和解協議を3回実施し、最後陳述書の提出をもって同年10月29日に結審した。命令発出に向け手続き中である。

(3) 24-3不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 申立人組合から申し入れられた賃金引上げに関する団体交渉において、経営関係資料の開示やそれに基づく説明をしなかったり、当事者能力のない担当者を出席させたりするなどの不誠実な対応が団体交渉拒否の不当労働行為にあたるとして救済申立がなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成24年10月5日に申立人からの救済申立を受けた当委員会は、委員調査を2回、和解協議を2回実施したところ和解が成立し、平成25年3月18日、申立人から取下書の提出があり、事件は終結した。

(4) 24-5不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 年末一時金を申立人組合の役員4名に支給しなかったことが不利益取扱いの不当労働行為にあたるとして救済申立がなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成24年12月25日に申立人からの救済申立を受けたが、同月28日に一時金が支給されたとして、平成25年1月21日、申立人から取下書の提出があり、事件は終結した。

(5) 25-2不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- 申立人組合が申し入れた職員給与改定及び職員退職手当改定についての団体交渉に応じないことや、組合が労働条件変更提案の是非を十分に検討できるような経営情報等を開示しないことが、団体交渉拒否の不当労働行為であるとして救済申立がなされた。

イ 審査及び終結の状況

- 平成25年5月30日に申立人からの救済申立を受けた当委員会は、委員調査を5回、和解協議を1回実施したところ和解が成立し、同年12月11日、申立人から取下書の提出があり、事件は終結した。



2 調整事件について

平成25年1月から12月までの間に申請のあった調整事件はあっせんが5件で、取扱状況は次のとおりです。

H25.12.31 現在

事件 番号	申 請 者	業 種	調 整 事 項	調 整 回数	終 結 状 況	調 整 員
	申請年月日				終 結 年 月 日	
25-1	労働組合	サービ ス業	(あっせん) 団交促進	1	解決 (あっせん案受諾)	(公)平野 (労)高田 (使)伊藤
	H25.1.16				H25.2.20	
25-2	労働組合	公 務	(あっせん) 賃金・労働条件引き 下げの撤回	3	解決 (あっせん案受諾)	(公)秋保 (労)高松 (使)柳原
	H25.2.25				H25.5.1	
25-3	労働組合	製造業	(あっせん) 団交促進	2	打 切 り	(公)秋保、三井 (労)舟口、筒井 (使)吉村、高本
	H25.10.9				H25.12.12	
25-4 ※	労働組合	教育、 学習支 援業	(あっせん) 年俸の一方的で大 幅な減額に対し、減 額の撤回と過去の 減額分の支払い	2	(係属中)	(公)平野 (労)栗本 (使)伊藤
25-5	労働組合	医療、 福祉	(あっせん) 定期昇給減額分の 遡及実施	—	(係属中)	(公)三井 (労)高田 (使)熊田

※(25-4)については、H26.2.3に3回目のあっせんを行い、あっせん案受諾により解決となった。(H26.2.10)

(1) 25-1争議

ア 申請の概要

- 派遣社員に関わる団体交渉の申入れに会社が応じなかったため、労働組合からあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- 労使双方に歩み寄りの姿勢がみられたため、あっせん案を提示したところ、労使双方が受諾し、本件は解決となった。

(2) 25-2争議

ア 申請の概要

- 大幅な賃金・労働条件の引下げ提案がなされたことから、その撤回を求めて団体交渉を重ねてきたが当事者間での自主交渉では十分な進展が見込めないと、労働組合からあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- 3回のあっせんを行い、労使双方の主張の調整を行ったところ、労使双方とも一定の理解が得られた。条件面での意見を調整しあっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、解決となった。

(3) 25-3争議

ア 申請の概要

- 組合員の解雇問題について団交を行ったが、1回目の団交時に組合による暴言・威迫行為があったとして、会社側が訴訟を提起するなど交渉が進まない状況にあったため、労働組合からあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- 2回のあっせんを行い労使双方の主張の調整を行ったが、労使の主張に大きな隔たりがあり、これ以上あっせんを継続しても解決の見込みがないと判断されたため打ち切りとなった。

(4) 25-4争議

ア 申請の概要

- 教員6名に対し平成22年4月及び平成23年4月に行われた年俸の減額について、撤回するよう団交を重ねてきたが、交渉が行き詰まっているとして、労働組合からあっせんの申請が出された。

イ 終結の状況

- 3回のあっせんを行い、労使双方の主張の調整を行ったところ、労使双方とも一定の理解が得られた。条件面での意見を調整しあっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、解決となった。

(5) 25-5争議

ア 申請の概要

- 経営悪化に伴い、過去数年間は毎年4月に実施されてきた5千円程度の定期昇給が本年は千円程度であった。定期昇給は慣例上の労働条件であり、これを減

額することは労働条件の不利益変更にあたるとして、団体交渉を数回重ねてきたが、当事者間の自主交渉ではこれ以上の進展は見込めないとして、労働組合からあっせんの申請が出された。

イ 調整経過

- 使用者側からあっせんを受けるとの回答があり、今後、あっせんを行う予定である。

3 個別的労使紛争事件について

平成25年1月から12月までの間に申出のあった個別的労使紛争事件は1件で、取扱状況は次のとおりです。

H25.12.31 現在

事件 番号	申出者	業種	あっせん事項	あっ せん 回数	終結状況	あっせん員
	申出年月日				終結年月日	
25-1	労働者	サービ ス業	職場環境の改善 雇用非継続の場合の 給料相当額の補償	-	不開始	-
	H25. 8.19				H25. 8.27	

(1) 25-1 労使紛争

ア 申出の概要

- 申出者の雇用が継続されるならば職場環境の改善を、退職となるのであれば雇用契約全期間分の給料相当額の補償を求めるあっせんの申出があった。

イ 終結の状況

- 使用者側からあっせんを受諾しない旨の回答があったため、不開始となった。

清流の国ぎふ

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



—編集・発行—

岐阜県労働委員会

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL (058)272-8792

FAX (058)278-2832

HP <http://www.pref.gifu.lg.jp/>

[kakushu-iinkai/rodo-iinkai/](http://www.pref.gifu.lg.jp/kakushu-iinkai/rodo-iinkai/)

e-mail c16501@pref.gifu.lg.jp